しん ぼ がわ

新保川生活貯水池再開発事業の検証に係る検討

概要資料

平成 24 年 6 月 新潟県

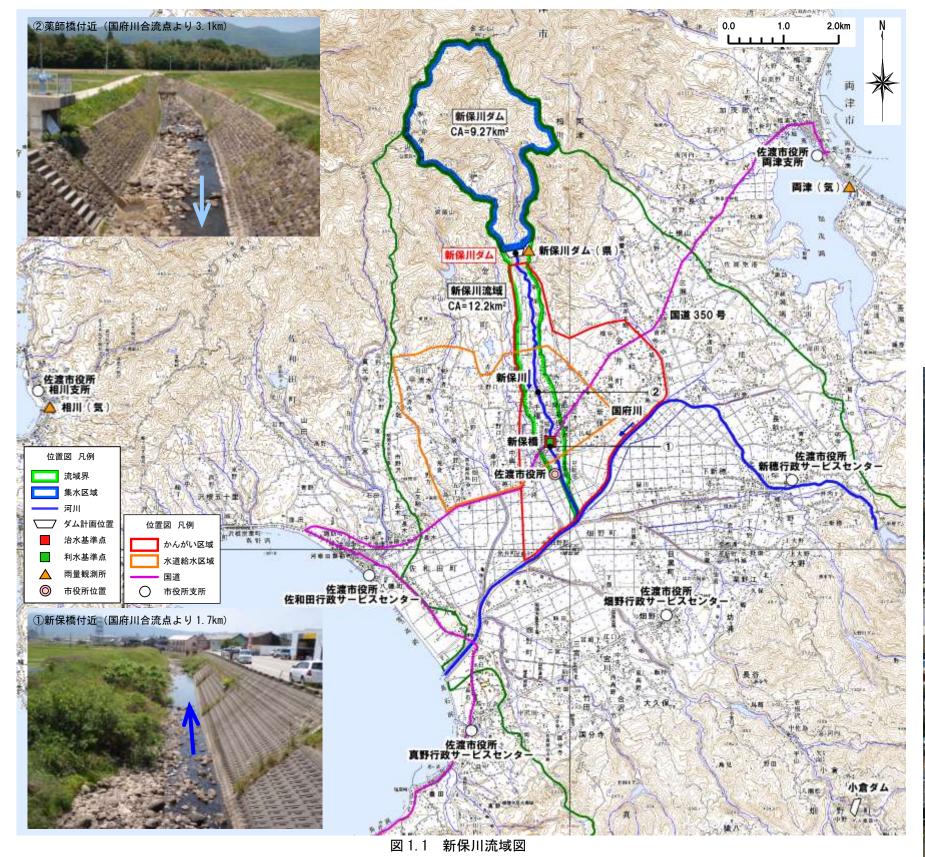
目次

1.	新保川流域及び河川の概要]
2.	新保川生活貯水池再開発事業の概要	:
3.	新保川生活貯水池再開発事業の点検の結果	4
4.	目的別対策案の立案の考え方とそれぞれの対策案の概要	5
5.	新保川生活貯水池再開発事業の総合評価の結果	. 12
6.	検討の場の開催状況、パブコメ、意見聴取の実施状況	. 12
7	対応方針	14

1. 新保川流域及び河川の概要

① 流域の概要

新保川は、新潟県佐渡市の金北山に源を発し、国府川に合流する流域面積 12. 2km²、流路延長 12. 0km の二級河川である。







② 過去の主な洪水

新保川では、昭和53年6月に総被害額49百万円、平成10年8月に総被害額40百万円の洪水被害が発生している。

	表 1.1	新保川における主な洪水被害状況
--	-------	-----------------

生起年月	降雨要因	日雨量 (mm)	被害状況
昭和 41 年 7 月	梅雨前線	124.0	公共土木被害額 14.6 百万円
昭和 42 年 8 月	梅雨前線	166.0	浸水家屋 10 戸 一般被害額 0.2 百万円、公共土木被害額 2.5 百万円
昭和 53 年 6 月	梅雨前線	244. 0	浸水農地 90ha 一般被害額 4. 4 百万円、公共土木被害額 44. 4 百万円
平成 10 年 8 月	梅雨前線	178. 0	公共土木被害額 40.4 百万円

出典:水害統計



写真1.1 昭和53年6月洪水の状況

③ 過去の主な渇水

新保川流域は、毎年のように深刻な水不足に悩まされてきた。 特に6月から8月にかけての渇水時における農業用水の不足は深 刻であり、上下流の農家が平等に取水できるよう割振表を作成し、 輪番制で分水を行う取水統制が常態化している。

また、新保橋下流などでは、長期間にわたって瀬切れが発生し、 アユが大量にへい死するなどの被害が度々発生している。



写真1.2 アユのへい死状況

④ 治水事業の沿革

昭和 28 年から 30 年にかけて上流域の防衛施設の整備に伴う山林の荒廃等に対応するため、昭和 30 年に 新保川ダムの前身である丸壷ダムを建設した。また、昭和 41 年 7 月や昭和 42 年 8 月水害などを受け、昭和 48 年に丸壷ダムを嵩上げし、新保川ダムを完成させている。その後、昭和 51 年より新保橋基準点の計画高 水流量を 105m³/s とし、広域基幹河川改修事業を進めている。

表 1.2 治水事業の沿革

年度	事業名	事業内容等
昭和 29	丸壷えん堤事業	重力式コンクリートダム
~30 年度		
昭和 44	佐渡分とん基地周辺障害防止対策事業	重力式コンクリートダム(丸壷ダムを嵩上
~47 年度	(新保川洪水調節ダム工事)	げし現新保川ダムが完成)
昭和51年度~	広域基幹河川改修事業(旧中小河川改修事業)	施工延長:L=4.6km、整備流量Q=105m³/s

⑤ 利水事業の沿革

佐渡島は、水利用可能な水源に乏しく、農業用水や生活用水の確保に苦労してきた。

農業用水では、上流の防衛施設で湧水を使用するにあたり、昭和 30 年に丸壷ダムを建設し、その不足分を補った。その後、平成 19 年度に国営佐渡農業水利事業で農業用の小倉ダムを完成させ、ほ場整備に伴う取水量の増分を新保川へ供給する事としている。

佐渡市金井地区の水道用水は、新保川及び藤津川で合せて日量 2,260m3の表流水の水源を有してきた。しかし、渇水時には水量が不足するため地下水の確保も行ってきたが、水質管理や維持管理費の増加などの問題が生じている。

⑥ 国府川水系河川整備基本方針:平成12年8月策定

【基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項】

基本高水のピーク流量は、戦後最大洪水である昭和53年6月洪水を踏まえ、昭和36年8月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、概ね70年に1度発生する規模の洪水に対処するため、基準地点国府橋において1,300m³/sとし、このうち洪水調節施設により100m³/sを調節して、河道への配分流量を1,200m³/sとする。



図 1.2 国府川計画高水流量図

【主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項】

流水の正常な機能を維持するために、今後流況等の河川状況を把握し、流水の占用、漁業、流水の清潔の保持等の観点から調査検討を行う。

⑦ 国府川水系河川整備計画 (新保川関係): 平成 13 年 2 月策定

【計画対象区間】

国府川合流点から 12km の区間。

【計画対象期間】

計画対象期間は、計画策定から概ね25年の期間とする。

【洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項】

流域内の本川及び一次支川等の主要河川について、70年に一回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることのできる整備をめざすものとする。

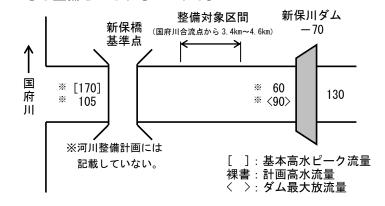


図 1.3 計画高水流量配分図

〈参考〉 新保橋基準点(1/70) 170m³/s:ダム無し 120m³/s:既設ダム(嵩上げなし) 105m³/s:現行計画ダム(嵩上げ後)

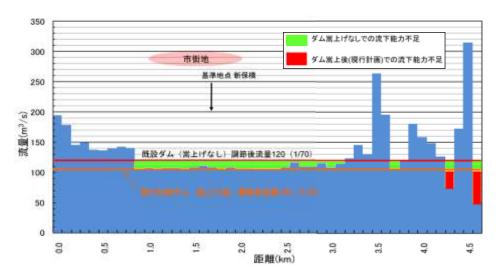


図 1.4 新保川の現況流下能力図

【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項】

渇水状況の特にきびしい支川新保川において、新保橋地点における流水の正常な機能を維持するため、利水の現況及び動植物の生息、生育等を考慮し、10年に1回程度発生する渇水時においても、必要な流量を確保する。

表 1.3 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

(単位:m³/s)

					(== / = /
地点名	3/1~4/27	4/28~5/7	5/8~6/30	7/1~8/31	9/1~2/28
新保橋	0.08	0. 11	0.09	0.06	0.04

2. 新保川生活貯水池再開発事業の概要

① 再開発事業の目的等

(1) 洪水調節

ダム地点の計画高水流量130m³/sのうち70m³/sの洪水調節を行い、下流新保川沿川地域の水害を防除する。

(2) 流水の正常な機能の維持

ダム地点下流の新保川沿川の既得用水の補給を行う等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

(3) 上水道用水の補給

佐渡市に対し、新保川ダム地点において新たに一日最大500立方メートルの水道用水の取水を可能とする。

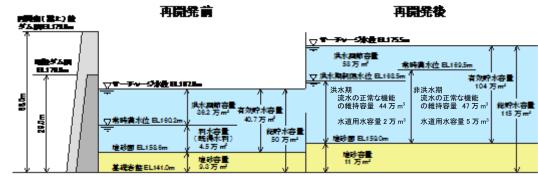


図 2.1 容量配分図

② 位置

河川名:二級河川国府川水系新保川

左 岸:新潟県佐渡市大字新保 右 岸:新潟県佐渡市大字千種

④ 再開発事業の経緯、進捗状況

③ 諸元

型 式 重力式コンクリートダム 堤 高 38.0m (29.0m) 堤 頂 長 254.0m (199.0m) 堤 体 積 87,000m³ (31,000m³) っち本体嵩上分 56,000m³ ※ () 内は既設ダムの諸元 集 水 面 積 9.27km² 湛 水 面 積 0.12km² (0.06km²)

総事業費(再開発) 56 億円 エ 期 平成 3 年~平成 51 年頃を予定

新保川生活貯水池再開発事業の進捗状況(平成21年度末)は、事業費率で22.0%である。

表 2.1 事業の経緯

年月日	事業の内容
平成元年	予備調査着手
平成3年	建設事業着手
平成 12 年 8 月 11 日	国府川水系河川整備基本方針 策定
平成 13 年 2 月 2 日	国府川水系河川整備計画 策定
平成 19 年 6 月 4 日	新保川河川総合開発事業
	新保川生活貯水池建設工事に関する基本協定締結
	工事受託に関する協定締結
平成 20 年 3 月 21 日	新保川ダム(再開発)建設事業全体計画認可

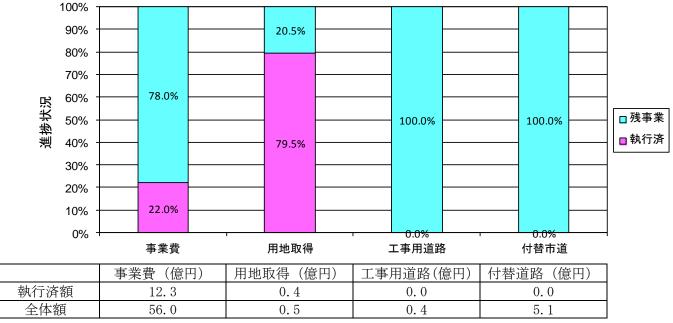


図 2.2 事業の進捗状況 (平成 21 年度末)

3. 新保川生活貯水池再開発事業の点検の結果

① 事業費及び工期

新保川生活貯水池再開発事業の総事業費は56億円である。点検では、平成22年度以降の残事業費について、物価変動を考慮し、新潟県で直近に完成した同形式のダムの実績を用いて確認した結果、大きな差は無いことから妥当な事業費であると判断した。なお、以後の検討では残事業費43.6億円を用いた。

表 3.1 事業費の点検

14	. /=	E IT	1

							単位:億円
項目	細目	工種	① 総事業費	② H21迄の 支出済額	③ H22以降 残事業費 (①-②) [H21時点物価]	④ H22以降 残事業費 [H22時点物価]	⑤ 広神ダム 事業費で 確 認
工事費			53. 6	11. 6	42. 0	41. 9	43. 7
	本工事費		32. 9	0. 0	32. 9	32. 8	34. 4
		ダム費	29. 6	0.0	29. 6	29. 5	29. 3
		管理設備費	2. 9	0.0	2. 9	2. 9	3. 7
		仮設備費	0. 4	0.0	0. 4	0. 4	0. 4
	測量及び 試験費		14. 4	11. 1	3. 3	3. 3	3. 3
	用地及び 補償費		5. 6	0. 4	5. 2	5. 2	(5. 2)
		補償費	0. 5	0. 4	0. 1	0. 1	(0. 1)
		補償工事費	5. 1	0.0	5. 1	5. 1	(5. 1)
	機械器具 費		0. 2	0.0	0. 2	0. 2	0. 2
	営繕費		0. 5	0. 1	0.4	0. 4	0. 6
事務費			2. 4	0. 7	1. 7	1. 7	(1.7)
事業費			56	12. 3	43. 7	43. 6億円	45. 4

()内の費用:広神ダムとの現場・地域条件等が異なるため同額とした。

技術的な視点から最短の工期を検討した結果、約5年で完了可能と見込まれる。

表 3.2 事業工程表

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
転流工						
ダ	基礎掘削					
ム本	コンクリート打設					
体	基礎処理					
管理設備				_		
試験湛水						
補償工事						

② 堆砂計画

再開発後の新保川ダム計画比堆砂量は、昭和32年から平成12年の既設砂防ダム及び既設新保川ダムの実績堆砂量より380m³/km²/年、計画堆砂量は11万m³としている。点検において、近年(平成13年~平成21年)の実績を加え、推計した結果は387m³/km²/年であり、現計画の堆砂容量は、妥当であると判断した。

③ 計画雨量

新保川の計画雨量 (1/70) は、昭和 15 年から平成 11 年までの降雨データを確率処理して 220mm/日としている。

点検では、近年(平成 12 年~平成 21 年)までの雨量データを加え点検した結果、同値の 220mm となり、 妥当であると判断した。

表 3.3 計画雨量の点検結果

	雨量データの期間	計画日雨量 (1/70)
現行計画	昭和 15 年~平成 11 年	220mm
今回点検	昭和 15 年~平成 21 年	220mm

④ 新規開発水量(上水道)

○水道事業の概要

佐渡市金井地区では、下水道の普及等に伴い一人当りの生活用水の需要が増加している。また、平成23年より専用地下水源の枯渇した佐渡総合病院へ新たに日量約250m³の供給が開始され、これによる需要増が見込まれる。このため、金井地区上水道事業では、平成39年目標時に計画1日最大給水量3,375m³に対して、約500m³の原水が不足すると予測している。

そこで、新保川生活貯水池再開発事業に参画し、新たに日量 500m³の安定した水源を確保する計画である。 〇利水参画者への確認と点検

水道事業者である佐渡市に確認を行った結果、ダム事業への参画継続の意思及び開発量に変更がないことを確認した。また、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。

表 3.4 需要予測

平成 39 年予測値
6,370 人※
4,875 人
$1,263m^3/$ 日
96 m³/日
55 m³/日
71 m³/日
250 m³/日
1,735m³/日
$3,375m^3/$ 日
87%
65%

※は平成 35 年予測値

4. 目的別対策案の立案の考え方とそれぞれの対策案の概要

① 治水対策案

(1) 治水対策案の抽出・立案

「再評価実施要領細目」に示されている26の治水方策を参考に、複数の治水対策案を立案した。

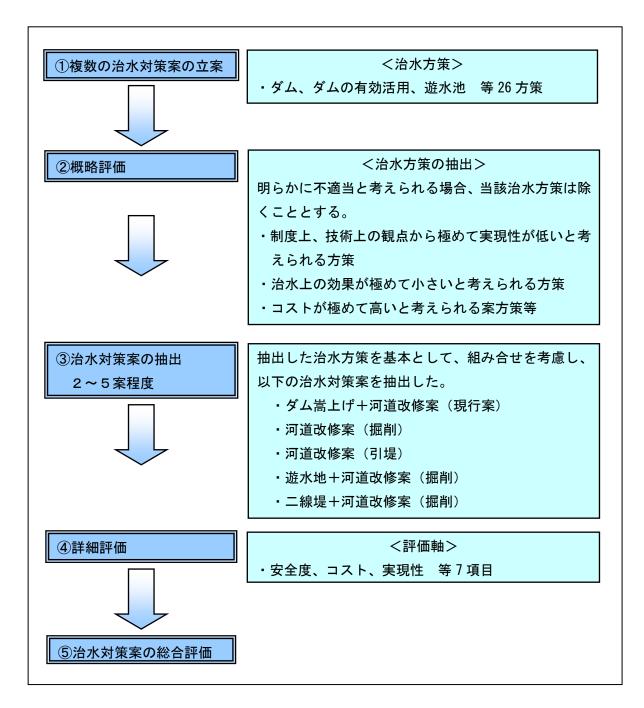


図 4.1 治水対策案の検討フロー

表 4.1 治水方策の抽出

区		2/2 -14 -1- ///-		新保	łjij		++-11
区分	治水方策 		実現性・コスト	評価	効果	評価	抽出
	1	ダム	既設ダムを有効活用するため、新規ダムは対象外。	×			
	2	ダムの有効活用(ダム再開 発・再編、操作見直し等)	現行案	0	ビーク流量低減、ダム下流に効果あり。	0	0
	3	遊水地(調節池)等	可能	0	ピーク流量低減、遊水地下流に効果あり。	0	0
	4	放水路(捷水路)	他の河道改修案に比べ明らかにコスト高となるた め非現実的である。	×	ピーク流量低減、放水路下流に効果あり。	0	
2=1	5	河道の掘削	可能	0	流下能力向上、対策箇所に効果あり。 	0	0
川	6	引堤	可能	0	流下能力向上、対策箇所に効果あり。	0	0
河川を中心とした方策	7	堤防の嵩上げ	計画高水位を0.3m程度上げ、計画高水位が沿川 の地盤高を上回るため採用できない。	×			
<u>E</u> t-	8	河道内の樹木の伐採	大きな河積阻害となる樹木群は河道内にない。	×			
方 策	9	決壊しない堤防	現時点では、長大な堤防については、経済的、社 会的課題の解決が必要で、技術が確立されていない	- Δ	計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、流下能力を向上させることができる。	Δ	Δ
	10	決壊しづらい堤防	現時点では、長大な堤防については、経済的、社会的課題の解決が必要あり、今後調査研究が必要である。また、堤防が決壊する可能性があることから、流下能力の確実な向上見込むことは困難。	Δ	確実な流下能力向上を見込むことはできないが、 避難するための時間を増加させる効果がある。	Δ	Δ
	11	高規格堤防	現在、首都圏等の特定の直轄河川で事業実施されているのみである。	×			
	12	排水機場	内水対策は課題となっていない。	×			

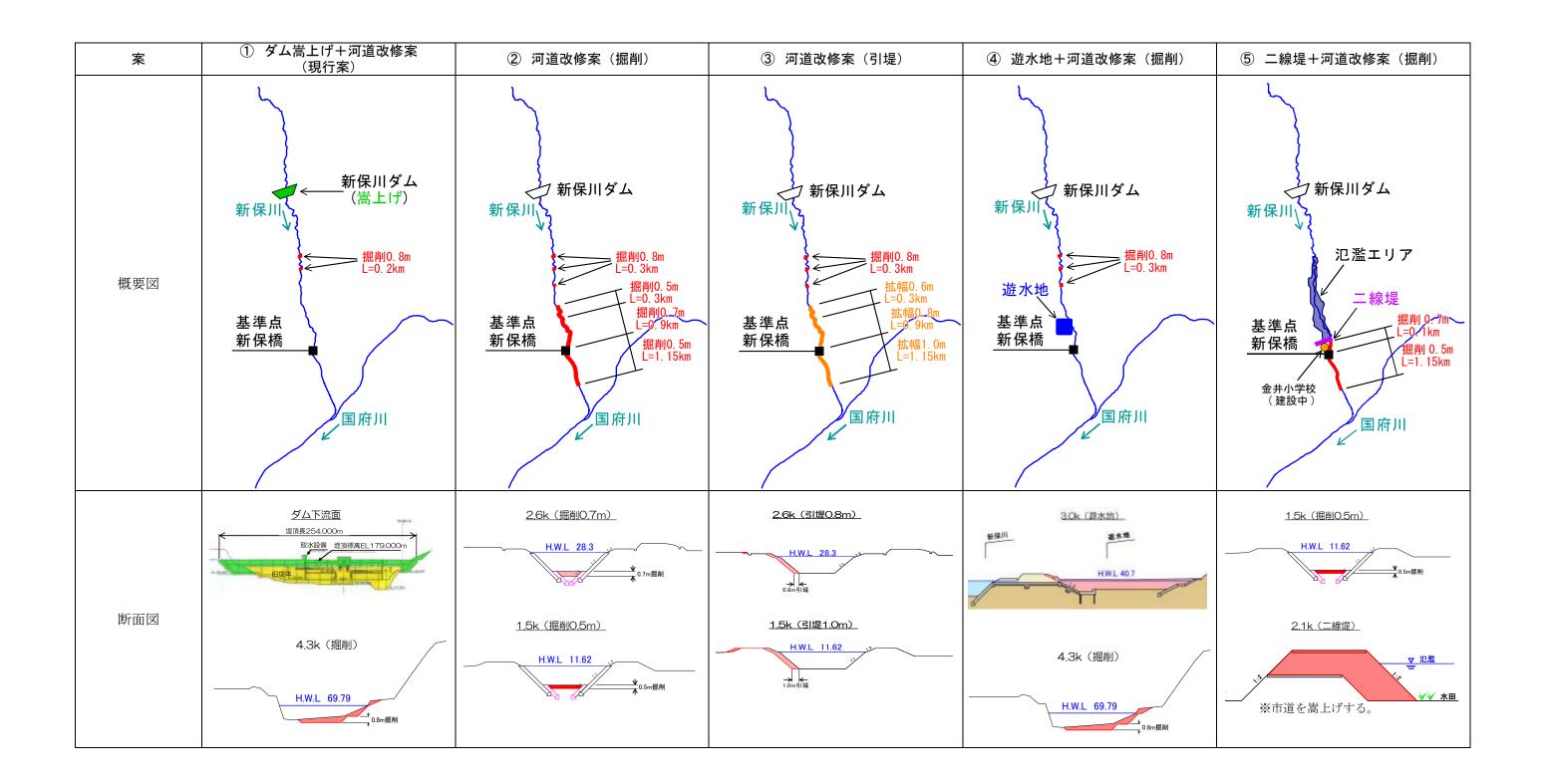
区分		治水方策			新保	₹/I		抽出
分		石 小刀束	•	実現性・コスト	評価	効果	評価	抽伍
	13	3 雨水貯留施設		可能	0	概略検討の結果、流出抑制量はわずかであり効果が見込めない。	×	
	14	雨水浸透施設		可能	0	概略検討の結果、流出抑制量はわずかであり効果が見込めない。	×	
	15	遊水機能を有する 保全	る土地の	沿川に該当地形がない。 	×			
	16	部分的に低い堤	防の存置	部分的に低い堤防は存在しない。	×			
	17	霞堤の存置		霞堤は存在しない。	×			
	18	輪中堤		想定氾濫区域内に輪中堤の適地がない。	×	ピーク流量低減、流下能力向上の効果はないが、 対策箇所の浸水被害を軽減できる。	0	
流域	19	二線堤		可能	0	ピーク流量低減、流下能力向上の効果ないが、 氾濫の拡大を防止できる。	0	0
É	20	樹林帯等		可能	0	ピーク流量低減、流下能力向上の効果なし。	×	
流域を中心とした方策	21	宅地の嵩上げ、b 築等	ピロティ建	想定氾濫区域内全域が嵩上げ等の対象となるため非現実的である。	×	ビーク流量低減、流下能力向上の効果はないが、 対策箇所の浸水被害を軽減できる。	0	
した方	22	土地利用規制		可能	0	ピーク流量低減、流下能力向上の効果はないが、 現状以上の資産集中を抑制できる。	Δ	Δ
策	23	北田笠の伊ム	保全	可能	0	現況の土地利用のもとで雨が河川に流出することを前提として計画しており、現況の水田保全そのものにピーク流量低減の効果なし。	×	
	23	水田等の保全	田んぼダム	田んぽダム等の取り組みは、農地への浸水を許容するため、地元住民の理解を得ることが今後の課題である。	Δ	ピーク流量低減、田んぼダム下流に効果あるが、 概略検討の結果、貯留可能量がわずかであり、効 果が見込めない。	×	
	24	森林の保全		可能	0	現状と同程度に森林保全することが計画の前提 条件であり、現況の森林保全そのものにピーク流 量低減、流下能力向上の効果なし。	×	
	25	洪水の予測、情報 等	報の提供	可能	0	人的被害の軽減を図ることは可能であるが、ピーク流量低減、流下能力向上の効果なし。	×	
	26	水害保険等		現時点では、公的水害保険制度がない。	×	ピーク流量低減、流下能力向上の効果なし。	×	

注) 実現性・コスト 〇: 可能 Δ: 課題あり ×: 不適当 **効果** Θ: ダム案とほぼ同等 Ο: 安全度確保可能 Δ: 課題あり × 不適当 抽出 Θ: 抽出する(ダム案とほぼ同等の安全度確保可能) Ο抽出する(安全度確保可能) Δ: 課題あり(条件により抽出可能)

-5-

(2) 抽出した治水対策案の概要

案	① ダム	ム嵩上げ (現行	+河道改修 案)	案	② 河	道改修案(掘削)		3 ;	可道改修案	(引堤)		④ 遊水地→	├河道改修案(掘ぼ	削)	⑤ 二線堤+河	道改修案(掘)	判)
概要	現行ダムを下流は河道			する。	る。・河道改修(掘削)で対応する。		・河道改修	(引堤)で	対応する。		・遊水地により洪水調節を行う。 ・下流は河道改修(掘削)で対応する。			・市街地を洪水による氾濫から守るため、新保橋上流に二線堤を築造する。 ・下流は河道改修(掘削)で対応する。		する。	
流量配分	単 □		(再	川ダム 開発) 130 ク流量	新保橋基準 国府川 L=2,3	← 新保川 0 90 0]	ス川ダム 既設) 130 130 一ク流量	府 [1	20 70] 堤 350m L=	新保川 90 型削 300m	設) 	新保橋基準 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105		リダム 転設) 130 か流量	五線 新保橋 基準点 120 [170] 掘削 L=1,250m	利用不力	川ダム 我設) 130 一 ク流量
断面図		ダム下流 堤頂長254,00 取水設備	00m 堤頂標高EL179.000	<u>D</u> m		据削O.7m) V.L 28.3 ★ 0.7m 掘削	~		B.W.L 28.3	- -	~	### F	3.Ok (蒜水地)		1.5k (掘道		
194 I III (24		4.3k (#	/	_				1.	(引提1.0m) H.W.L 11.62	-			4.3k(掘削) H.W.L 69.79		2.1k (二 ※ 市道を嵩上	げする。	氾濫
	・ダム:17. (ダム残事 割合 40.4%= ・河道改修:	業費 43. =17.6億	円)	水調節	・河道改修:	11 億円		•河道改修	: 23 億円			・遊水地:11 / ・河道改修:7			・二線堤:0.1億 ・河道改修:4.7		
	【河道改修費	內訳】(単位:億円))	【河道改修費	内訳】(単位:億円	∃)	【河道改修費	予内訳】 (単作	立:億円)		【遊水地+河道	[改修費内訳] (単位	:億円)	【二線堤+河道改作	を費内訳】(単位	::億円)
	項目		数量	金額	項目	数量	金額	項目	数量	1	金額	項目	数量	金額	項目	数量	金額
	土工	掘削	1,200 m ³	0.04	 + T.	掘削 7,100 m ³	0. 15	土工	掘削 8,	600 m ³	0. 20	遊水地本体工 用地	1式	7. 80	二 二線堤本体工 盛土		0.03
		盛土	800 m ³			盛土 1,100 m ³				200 m ³		M	60,000 m ² 1 式	1. 56 1. 37	線 堤 製量試験費	300 m ² 1 式	0. 01
完成までに要する	護岸工		1,700 m ²		護岸工	16, 900 m ²	4. 91		15,	500 m ²	6.00	造 合計	1 1/	10.73	造 合計	1 入	0. 01
費用	用地		400 m ²	0.01		6 基	0.65	橋梁		7 橋	5. 46		掘削 2,000 m ³		土工掘削	2900 m ³	0.06
(東川	測量試験費		1式		落差工	6基	0. 54	堰 - 海等		3 基	0. 33	土工	盛土 1,100 m ³	0.06	護岸工	7100 m ²	2. 11
	その他事務費合計		1式	0.35	用地 測量試験費	400 m ² 1式	0. 01	樋門・樋管 落差工		2 基 6 基	0. 32	護岸工	3, 100 m ²	0.87	河堰	2 基	0. 22
				0.97	側重試験質 その他事務費	1式	3. 82	用地	1.4	00 m ²	0. 78	短道 機門・樋管	2 基 1 基	0. 22	道 改 修 測量試験費	4 基	0. 23
					合計	11/	11. 05	測量試験費	11	1式	2. 03	修用地	1 基 400 m ²	0. 16	で側重試験質	1式 1式	0. 40 1. 67
								その他事務費		1式	7. 78	測量試験費	1式	0. 20	合計	174	4. 69
								合計	ı		22. 94	その他事務費	1 式	5. 52			
	合	計:約	19 億円		合	計:約11億円		<u>/</u>	計:約23	億円		合計合計	十:約18億円	7.04	合計:	約5億円	



(3) 目的別の総合評価(治水対策)【凡例 [□:課題なし、対策不要 ☑:課題があり、対策(対応)が必要 ■:課題があり、対策(対応)が困難]、[○:現行案より有利 △:現行案と同程度 ×:現行案より不利]】

==:/==++	=======================================					
評価軸	評価の考え方	① ダム嵩上げ+河道改修案(現行案)	② 河道改修案(掘削)	③ 河道改修案(引堤)	④ 遊水地+河道改修案(掘削)	⑤ 二線堤+河道改修案(掘削)
	安全度の確保	□計画規模(1/70)で生じる洪水被害が解消。	□同左	□同左	□同左	■計画規模(1/70)で生じる洪水に対し、人家被害のみ解消。(ただし農地の被害を軽減することはできない)
	超過洪水発生時の状況	■計画規模 (1/70) を上回る大きな洪水 (1/100) が発生した場合、洪水調節容量までは一定の効果 を発揮し、その後もダム流入量よりも流量を増加	■計画規模(1/70)を上回る1/100規模の洪水が発生した場合、余裕高が不足するため、有堤部にて破場の可能性有り。	■同左	■同左	■同左
① 安全度	<u></u>	させることはないが、ダムによる洪水調節効果が 完全には発揮されないこともある。				
	段階的安全度確保の状況	■ダム嵩上げ完成まで治水安全度は向上しないことから、段階的な安全度確保は図れない。	□河道改修により、段階的な効果が発現。	□同左	■遊水地完成まで治水安全度は向上しないことから、 段階的な安全度確保は図れない。	□河道改修により、段階的な効果が発現。
	治水効果の及ぶ範囲	□ダム嵩上げ完成後にその洪水調節効果がダム下 流の全川に及ぶ。	□河道改修が完了した区間から順次治水効果が発現。 現。	□同左	□遊水地完成後に治水効果が下流の全川に及ぶ。	■国道より下流の市街地で、目標とする 1/70 の安全度を確保できるが、上流は洪水時に氾濫する。
	評価軸毎の評価	_	▲ 計画規模で生じる洪水被害は解消するが、超 過洪水に対し余裕高が不足する。	□左□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	▲同左	▲ 計画規模で生じる人家被害は解消する。ただ し農地の被害を軽減することはできない。
	完成までに要する費用	19	11	23	18	5
	維持管理費	17	23	23	29	23
② コスト	ダム中止に伴う費用	該当なし -	水者から徴収した負担金還付	現場の回復(地質調査坑の閉塞等)、利水 0.2 者から徴収した負担金還付	ら徴収した負担金還付	現場の回復(地質調査坑の閉塞等)、利水者 0.2 から徴収した負担金還付
	合計	約 36 億円	約 34 億円	約 46 億円	約 47 億円	約 28 億円
	評価軸毎の評価	-	▲ 現行案に比べ、工事費で安価であり、維持管 理費等も含めたコストは同程度である。	又現行案に比べ高価である。	▼ 現行案に比べ、工事費で同程度であるが、維持管理費等も含めたコストでは高価である。	○ 現行案に比べ、工事費で最も安価であり、維持管理費等を含めても安価である。
	土地所有者の協力見通し	✓ 必要用地買収面積 8.8ha のうち 7.0ha (80%) の 買収が終了。残り 1.8ha は共有地を含み、用地買 収に時間を要する恐れがある。	✓河道改修箇所にて用地買収が必要であるため、用地買収に時間を要する恐れがある。		□遊水地として水田等の用地買収が必要となるが、面積が広大であるため、用地買収は困難が予想される。	に時間を要する恐れがある。
3	関係者との調整見通し	□該当となる施設はない。	☑掘削に伴い、堰の改築が必要となり、関係者との 調整に時間を要する恐れがある。	■引堤に伴い、橋梁の架替えや堰の改築等が必要となり、関係者との調整に時間を要する恐れがある。	者との調整に時間を要する恐れがある。	また、嵩上げ後の水田へのアクセス路について、 利用者との調整に時間を要する恐れがある。
実現性	法制度上の実現性	□法制度上の問題はない。	□同左 □郡出の相似が、河洋根地など、現在の世界と進る。	□同左	日本のでは、中でのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	□氾濫区域の土地利用規制には条例の制定が必要。
	技術上の実現性	□嵩上げを含むダム再開発の事例があり、現在の技 術水準で施工可能。	□護岸の根継ぎ、河道掘削など、現在の技術水準で 施工可能。	□引堤に伴う護岸工事・護床工など、現在の技術 水準で施工可能。	■ 急勾配水路での確実な分派施設の設計については、 実験等を踏まえての設計が必要である。	□対策施設設計のための技術が確立されており、現在の技術水準で施工可能。
	評価軸毎の評価	_	★制度・技術的な面の問題はないが、用地買収及び関係者との調整に時間を要する恐れがある。	▲同左	法制度上の問題はないが、遊水地分派施設の設計 において課題がある。また、用地買収は困難が予想される。	技術的な問題はないが、氾濫区域の土地利用 規制には条例の制定が必要となる。また、用 地買収及び関係者との調整に時間を要する恐 れがある。
④ 持続性	将来への持続可能性	■ダム及び河道に係る定期的な維持管理を行うことで持続可能。	□同左	□同左	☑ダム、遊水地、河道に係る定期的な維持管理を行う ことで持続可能。	☑ダム、二線堤、河道に係る定期的な維持管理を行うことで持続可能。
1 1/1/2011	評価軸毎の評価	_	▲ 適切な維持管理により持続は可能。	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ 同左
⑤ 柔軟性	気候変化への柔軟性		■現況河道の川幅が狭く、護岸の根継ぎを考慮すると、さらなる河道掘削は上流部で課題があるが、 柔軟性はある。	□さらなる引堤による対応では、用地の追加買収・護岸工の撤去等の必要が生じるが、柔軟に対応可能。	■遊水地の掘削により柔軟に対応可能であるが、ポンプによる排水が必要となる。	□二線堤部分の改造により、柔軟な対応が可能である。
	評価軸毎の評価	_	↑ 対応は可能だが課題が残る。	柔軟に対応可能。	対応は可能だが課題が残る。	柔軟に対応可能。
	事業地・周辺への影響	□用地買収はダム上流域の山林であり、かつ河道改修に伴う家屋移転も無いため、事業地周辺の社会環境に与える影響は小さい。	□河道改修に伴う家屋移転は無く、事業地周辺の社 会環境に与える影響は小さい。	□河道改修に伴う家屋移転は無く、事業地周辺の 社会環境に与える影響は小さい。	■遊水地は水田に築造することから、多くの農地が消失するため、地域の経済活動への影響は大きい。	□二線堤より上流の氾濫対象となる農地では、洪水 や土砂の流入があるものの、頻度は少なく影響は 小さい。
⑥ 地域社	地域振興に対する効果	■ダムサイト周辺に集客施設は無く、ダム湖環境整備の予定もないため、地域振興に対する効果は無い。	■特になし。	■同左	■同左	■同左
会への影響	地域間の利害への配慮	□事業による受益地域は下流域全体に及ぶことから、地域間の利害関係に関する問題は生じない。	□対策実施区域と受益地が近接しており、利害区域 は一致している。	□同左	■遊水地区域の内外では利害関係に関する問題は生じるおそれがある。	□農地への氾濫頻度は少なく、下流市街地との利害 関係に問題は生じない。
	評価軸毎の評価	_	事業による影響や地域振興のメリットは無	▲同左	遊水地の築造により、地域の経済活動への影響が 大きく、遊水地の内外の地権者間で利害関係の問題が懸念される。	事業による影響や地域振興のメリットは無 ★ く、地域間の利害関係に関する問題も生じない。
		☑中小規模の洪水でも流量調節を行うため流量変化が小さくなるが、現段階ではその影響を定量的に評価できない。	□水量・水質の変化は特に生じない。	□同左	□同左	□同左
	水環境への影響	■水質については、出水後のダム貯水池において、 濁りが長期化する恐れや水温の変化があるが、汚 濁防止フェンスの設置や選択取水により対応可 能。				
⑦ 環境へ の影響	自然環境への影響	■ ダム嵩上げ工事による直接改変により動植物の 生息地の一部もしくは全部が消失する。また、改 変区域周辺の生息・生育環境に影響を及ぼすと予 測されるため、環境保全措置を実施する必要があ る。	□現況河道に対して掘削量が小さいため、動植物に 与える影響は小さいと考えられる。	□同左	☑遊水地は水田として利用されている区域を掘削するため、水田を生息場としている動植物の生息環境を損なう恐れがあることから、事前調査や対策が必要となる。	□現状と比べて変化が小さいため、動植物に対する 影響は小さい。
	土砂流動の変化と影響	■既設ダムの嵩上げのため、現状とほぼ同じ状態が続くと予想される。	□現況河道に対して掘削量が小さいため、土砂流動 に与える影響は小さいと考えられる。		□河川を横断方向に遮る施設ではないため、流砂系へ の影響は小さい。	□現状と比べて変化が小さいため、特に変化は生じない。
	景観、野外活動への影響	■樹木の水没や付け替え道路による森林の伐採が 必要となり、景観、人と自然とのふれあいに対し て影響がある。	□現況河道に対して掘削量が小さいため、景観・野 外活動に与える影響は小さいと考えられる。	□同左	■遊水地は、平常時は水のない状態であるとともに、 高さ2,3m 程度の周囲堤と小堤が設置されるため、現 況の田園風景が消失することによる景観面での影響 がある。	□現状と比べて変化が小さいため、景観への影響は 小さい。
	評価軸毎の評価	-	○ 環境に与える影響は小さいが、環境改善のメリットも無い。	○ 同左	★ 水田の動植物の生息環境を損なう恐れがある。また、田園地帯の景観に影響を及ぼす。	○ 環境に与える影響は小さいが、環境改善のメ リットも無い。
治	水対策案の総合評価	-	Δ	X	×	0
,,,,		治水目的では、⑤二線堤+河道改修案(掛	屈削) はコスト面で有利であり、現行案の(*	Dダム嵩上げ+河道改修案に代わる有効な	代替案と判断する。また、②河道改修案(掘削	削)は、現行案と同程度と評価する。

② 新規利水 (上水道) 及び流水の正常な機能維持対策案

(1) 利水対策案の立案・抽出

「再評価実施要領細目」に示されている14の方策を参考に、複数の利水対策案を立案した。

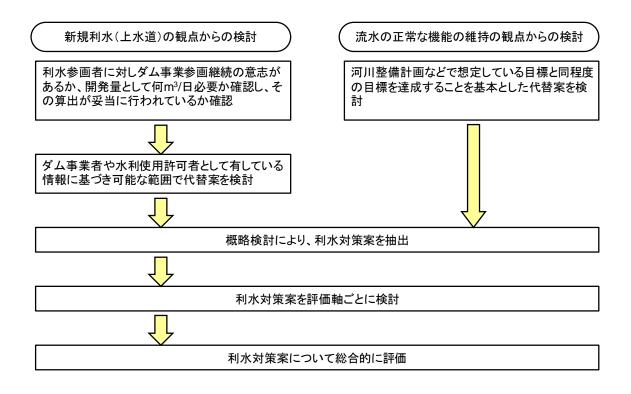


図 4.2 利水の観点からの検討フロー

表 4.2 利水代替案の抽出

	+ //:		代替可能理由及び効果の	新規利水(上水道)		流水の正常な機能の維	持
区分		方策	定量性等評価コメント	代替可能理由及び効果の 定量性等評価コメント	抽出	代替可能理由及び効果の 定量性等評価コメント	抽出
検対証象	6	ダム再開発	現行案により必要開発量の確保が可能となる。	現行案、現況ダムを嵩上げることにより必要水量の確保が可能となる。	0	新規利水と同じ。	0
(供 河給 川面	5	新保川沿川に河道外貯留施設を設置する 5 河道外貯留施設 ことで必要開発量の確保の可能性が見返 まれる。			0	流水の正常な機能の維持 必要水量を確保するために は、受益地となる水田を犠 牲にするため非現実的であ る。	×
区で 域の 内対	1	ダム	ため池案と同案。				
応)	7	他用途ダム容量買い上げ	島内には、既設農業用水ダムが存在する が、余剰容量はない。				
	8	水系間導水	島全体で水不足の状況にあり、水量に余 裕のある河川はない。				
〜 供	9	地下水取水	現時点では、地下水開発の箇所は特定できていないが、地下水による水源開発の可能性はある。	地下水調査の結果、安定取 水は困難で、必要水量を確 保できない。	×	新規利水と同じ。	×
河給 川面 区で	10	ため池	近傍の地持院川にため池を築造すること で必要開発量の確保の可能性が見込ま れる。	近傍の地持院川にため池を 築造することで必要水量の 確保が可能となる。	0	新規利水と同じ。	0
域の外対	11	海水淡水化	上水道用水として国内での実施例があ り、適用できる可能性はある。	佐和田海岸に海水淡水化施設を設置し、金井地区へ送水することで必要水量の確保が可能となる。	0	流水の正常な機能の維持 必要水量を確保するために は、大規模な海水淡水化施 設となるため、コスト的に非 現実的である。	×
	12	水源林の保全	水源林の保全は、効果をあらかじめ定量 的に見込むことはできない。				
需要	13	ダム使用権等の振替	未利用の利水容量は島内に存在しない。				
対・応温	14	既得水利の合理化・転用	島内全域にわたって、用水が不足している 状況である。				
が必要は給面に	15	渇水調整の強化	渇水被害の最小化に有効となることがあ るが、安定的に必要量を確保する方策で はない。				
なもの	16	節水対策	島内全域にわたって上水と農業用水を含めた総合的な節水対策に取り組んでいる。				
台的に	17	雨水•中水利用	雨水利用は、効果を定量的に見込むこと は困難である。 下水処理水の活用は、下水処理場が需要 地が離れていることから困難である。				

-9-

(2)-1 新規利水(上水道)対策案の概要

案	① ダム再開発事業	(現行案)	② 河道外貯留	施設案	③ ため池	1案	④ 海水淡水	化案
*	上水道		上水道		上水道		上水道	
概要	既設新保川ダムを 上水道に必要な容 る。	量を確保す	新保川上流に河道を設置し、上水道のな容量を確保する。)補給に必要	近傍の地持院川は 置し、上水道の補料 量を確保する。		金井地区から最近域として佐和田海岸 化施設を設置し、500 を造水して、金井地 る。	
概要図	新保川ダム 常上げ 基準点素	近保橋	新保川ダム・大堰 河道外貯留施設 基準点線 基準点線 新保川	新保橋	WIND A	近保橋	基準点素 基準点素 基準点素 海水淡水化施設 真野湾	
整備内容	型式:重力式コンク 堤高:38.0m 堤頂長:254.0m 総貯水容量:115万		貯水容量:5万m³ 取水樋管:1基 導水路:約600m 送水ポンプ:1式		形式:重力式コンク 堤高:8.0m 堤頂長:45.0m 利水容量:5.0万m ³ 浄水施設:1式		海水淡水化施設:1: 送水ポンプ施設:1: 送水管:4,500m(直	式
完成までに要 する費用	・ダム嵩上げ	0.6億円	・河道外貯留施設 ・送水ポンプ	5. 2 億円	・ため池・浄水施設	1.7億円	・海水淡水化施設・送水ポンプ	6.6億円
	合 計	約 0.6 億円	合 計	約5.2億円	合 計	約1.7億円	合 計	約 6. 6 億円

(2)-2 流水の正常な機能の維持対策案の概要

① ダム再開発事業	(現行案)	② ため池	案
流水の正常な機能	能の維持	流水の正常な機能	能の維持
既設新保川ダムを 流水の正常な機能の な容量を確保する。		近傍の地持院川に 置し、流水の正常な校 必要な容量を確保す	幾能の維持に
新保川ダム 新展川 基準点新 基準点新	操橋	利休川ダムイ	かり、
型式:重力式コンク 堤高:38.0m 堤頂長:254.0m 総貯水容量:115万		形式:重力式コンク 堤高:24.5m 堤頂長:100.0m 利水容量:42.5万㎡ 導水路:1.4km(直径	3
・ダム嵩上げ	26 億円	・ため池 ・導水トンネル	31 億円
合 計	約 26 億円	合 計	約 31 億円

(3) 目的別の総合評価(新規利水(上水道)及び流水の正常な機能の維持)【凡例 [□:課題なし、対策不要 □:課題があり、対策(対応)が必要 ■:課題があり、対策(対応)が困難]、[○:現行案より有利 △:現行案と同程度 ×:現行案より不利]】

評価軸	評価の考え方	(1) ダム嵩上げ案(現行案)	新規利水 (2) 河道外貯留施設案	(上水道) (3) ため池案	(4) 海水淡水化施設案	
	目標とする開発量の	□必要開発量 500m3/日を確保できる。	□同左	□同左	□同左	
	確保 段階的効果確保の状 況	■ダム嵩上げ完成まで効果は発現しない。	■施設完成まで効果は発現しない。	■同左	■同左	
①目標	利水効果の及ぶ範囲	□ダムから浄水場へ送水することで、上水 供給対象の金井地区で必要量を確保でき る。	□施設から浄水場へ送水することで、上水 供給対象の金井地区で必要量を確保できる。	□同左	□海水を取水し送水することで、上水供給 対象の金井地区で必要量を確保できる。	
	水質の状況	□既設ダムと同等の水質が得られる。	□現況河川と同等の水質が得られる。	□現行案と同程度の水質が得られると考 えられる。	□飲料に適する水質が得られる。(浄化不	
	評価軸毎の評価	_		▲ 現行案と同程度	女 現行案と同程度	
	完成までに要する費	0.6	5. 2	1.7	6.6	
		0.4	1.4	1.0	9.0	
②コスト	ダム中止に伴う費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	合計	₩ 1 0 ₩ III	約 6. 6 億円	約 2. 7 億円	約 16 億円	
	<u>行計</u> 評価軸毎の評価	約 1. 0 億円	************************************	利 2.7 億円 △ 現行案と同程度	*** 10 億円 ※ 現行案より非常に高い	
	土地所有者の協力見通し	☑ 必要用地買収面積 8.8ha のうち 7.0ha (80%) の買収が終了。残り 1.8ha は共有 地を含み用地買収に時間を要する恐れが	☑ 貯水池設置のため、水田等の用地買収が必要となるが、理解が得られない可能性がある。	☑ ため池設置箇所にて用地買収が必要となるが、理解が得られない可能性がある。	☑ 海水淡水化施設設置箇所にて用地買収が必要である。	
	河川使用者との調整 見通し	」ある。 □調整は特になし。	■ 既設農業用取水堰を利用するため、農業関係者との調整が必要であるが、兼用工作物化や取水への影響が懸念されることから理解が得られない可能性がある。	■ 地持院川の既得水利権者との調整が必要となるが、理解が得られない可能性がある。	□特に問題はない。	
③実現性	その他関係者との調	□特に問題はない。	■利水参画者の費用負担が大きく調整は	■同左	■同左	
-	整見通し	■最短で5年の事業期間が必要。予算状況	困難と予想される。 ■利水参画者の予算状況によっては長期	■同左	┃ ■同左	
	事業期間 法制度上の実現性	によっては長期化が予想される。 □法制度上の問題はない。	化が予想される。		,	
	技術上の実現性	□技術的観点からの問題はない。	□同左 □同左	□同左	□同左 □同左	
	評価軸毎の評価	_	🗙 農業関係者からの反発が予想される	★ 既得水利権者からの反発が予想される。	★ 利水参画者からの反発が予想される	
①持続性	将来への持続可能性	☑ ダムに係る定期的な維持管理を行うことで持続可能。		☑同左	☑同左	
	評価軸毎の評価	_	▲ 定期的な維持管理で持続可能	▲ 同左	▲ 同左	
	事業地・周辺への影響	□用地買収はダム上流域の山林であり、事 業地周辺の社会環境に与える影響は小さ い。	■水田(約2.5ha)が消失するため、地域 の経済活動への影響は大きい。	□用地買収はダム地点及び上流域の山林であり、事業地周辺の社会環境に与える影響は小さい。	□事業地及び周辺への影響は小さい。	
⑤地域社会 〜の影響	地域振興に対する効果	■ダムサイト周辺に集客施設は無く、ダム 湖環境整備の予定もないため、地域振興に 対する効果はない。	■特にない。	■ため池設置箇所周辺に集客施設は無く、 ダム湖環境整備の予定もないため、地域振 興に対する効果はない。	■特にない。	
	地域間の利害への配慮	□上水対象区域が金井地区のみのため、地域間の利害の問題は生じない。	□同左	■地持院川流域から新保川流域への水の 融通のため、地持院川流域の強い反発が予 想される。	□海水取水のため、地域間の利害の問題はない。	
	評価軸毎の評価	_	★ 農地が減少することから、地域からの 反発が予想される	× 他流域への水の融通のため、地持院川 流域からの反発が予想される	▲ 現行案と同程度	
	水環境への影響	申小規模の洪水でも流量調節を行うため流量変化が小さくなるが、現段階ではその影響を定量的に評価することはできない。水質については洪水後の濁水長期化や水温の変化が想定されるが、汚濁防止フェ	□河道外貯留のため、水量・水質のへの影響は小さいと考えられる。	□施設が小規模なため、水量・水質への影響は小さいと考えられる。	□海水取水のため、影響はない。	
		ンスの設置や選択取水により対応可能。 □影響は小さいと考えられる。				
	地下水、地盤沈下等へ の影響				同左	
⑥環境への 影響	自然環境全体への影響		□水田が貯水池になるだけであるため、環 境への影響は小さいと考えられる。	□施設が小規模なため、自然環境への影響は小さいと考えられる。	□自然環境への影響は、特にない。	
	土砂流動の変化と影 響	■ 既設ダムの嵩上げであるため、現況とほぼ同じ状態が続くと予想される。	□河道外貯留のため、土砂流動に対する影響は小さいと考えられる。	□施設が小規模なため、土砂流動への影響 は小さいと考えられる。	□土砂流動への影響は、特にない。	
	景観、野外活動への影響	■樹木の水没や付け替え道路による森林 の伐採が必要となり、景観、人と自然との ふれあいに対して影響がある。	□水田が貯水池になるだけであるため、景 観等への影響は小さいと考えられる。	□施設が小規模なため、景観等への影響は 小さいと考えられる。	□景観等への影響は、特にない。	
	評価軸毎の評価		○ 影響は小さい	○ 影響は小さい	○ 影響は特にない	
新規利水(上水道)及び流水	_	×	Δ	×	
の正常な機	能の維持対策案の 総合評価	上水道目的では、③ため池案は実理と同程度と評価する。	見性や地域社会への影響で課題はあ	るものの、引き続き検討を進める余均	せがあるので、現段階では、現行案 地があるので、現段階では、現行案	

(1) ダム嵩上げ案(現行案)	な機能の維持 (2) ため池案
□正常流量を確保可能である。	
■ダム嵩上げ完成まで効果は発現しない。	■ため池完成まで効果は発現しない。
□ダム下流地点で効果を発揮し、不特定 供給対象の金井地区で必要量を確保で	□地持院川から新保川へ導水することで、 不特定供給対象の金井地区で必要開発量
きる。 □既設ダムと同等の水質が得られる。	を確保できる。 □現行案と同程度の水質が得られると考えられる。
	▲ 現行案と同程度
26	3.
13	10
該当なし <u>-</u>	現場の回復(地質調査坑の閉塞 等) 0.2
約 39 億円	約 47 億円
_	★ 現行案より高い
☑ 必要用地買収面積 8.8ha のうち7.0ha (80%) の買収が終了。残り1.8haは共有地を含む。	✓ ため池設置箇所にて用地買収が必要となるが、理解が得られない可能性がある。
□調整は特になし。	■ 地特院川の既得水利権者との調整が必要となるが、理解が得られない可能性がある。
□特に問題はない。	□同左
■最短で5年の事業期間が必要。県の予算状況によっては長期化が予想される。 □法制度上の問題はない。	■県の予算の状況によっては長期化が予想される。 □同左
□技術的観点からの問題はない。	□同左
	★ 他流域への水の融通のため、既得水利 権者からの反発が予想される
☑ ダムに係る定期的な維持管理を行う ことで持続可能。	
ー □用地買収はダム上流域の山林であり、 事業地周辺の社会環境に与える影響は 小さい。	★ 定期的な維持管理で持続可能□同左
■ダムサイト周辺に集客施設は無く、ダム湖環境整備の予定もないため、地域振興に対する効果は無い。	■同左
□事業による受益地域は下流全体に及ぶことから、地域間の利害関係に関する 問題は生じない。	■地持院川から新保川への水の融通のため、地持院川流域の強い反発が予想される。
_	★ 他流域への水の融通のため、地持院川 流域の強い反発が予想念される
■ 中小規模の洪水でも流量調節を行うため流量変化が小さくなるが、現段階ではその影響を定量的に評価すること	□ 同左
はできない。 ■水質については洪水後の濁水長期化 や水温の変化が想定されるが、汚濁防止 フェンスの設置や選択取水により対応	
可能。 □影響は小さいと考えられる。	□同左
■ ダム嵩上げにより動植物の生息地の 一部もしくは全部が水没により消失するため、環境保全措置を実施する必要がある。	▲ ため池設置により動植物の生息地の一部もしくは全部が水没により消失するため、環境保全措置を実施する必要がある。▲ 土砂移動による攪乱が減少することで生態系への影響が懸念されるため、必要により調査を行い対応を検討する必要がある。
■ 既設ダムの嵩上げであるため、現況とほぼ同じ状態が続くと予想される。	
■樹木の水没や付け替え道路による森林の伐採が必要となり、景観、人と自然とのふれあいに対して影響がある。	■同左
	▲ 現行案と同程度
	×

5. 新保川生活貯水池再開発事業の総合評価の結果

目的別の総合評価においては、治水では現行案に対して同程度以上と評価される案があり、新規利水(上水道)では現行案と同程度、流水の正常な機能の維持では現行案が最も優位であると評価した。

新保川生活貯水池再開発事業の総合評価では、目的別の総合評価結果が全ての目的で一致しないことから、 それぞれの目的別評価の結果や各評価結果が他の目的に与える影響等について、検証対象ダムや流域の実情 等に応じて総合的に勘案して評価した。

新保川流域懇談会等による地域の意見では、佐渡市は離島であり地形も急峻で流下時間が早いなど河川の水量が少ないため、水利争いが絶えず、割振表による輪番制の分水の実施や他地域・他流域からの水融通が古くから困難であるなど、農業用水や水道用水の確保に苦労してきており、安定的な水源の確保や流水の正常な機能を維持の必要性について地域の意識は極めて高く、ため池案は受け入れられなかった。また、治水についても農地が浸水する対策案は、受け入れられなかった。

新潟県ダム事業検証検討委員会では、これらの地域の意見や幅広く対策案を検討してきた経緯を踏まえた 結果、現行案は既に存在するダムの嵩上げ事業であり、新たなダム建設によるような自然環境への影響は少なく、現行案が優位であるとの提言を行った。

新潟県では、これらの意見や提言を踏まえ、各治水対策案のトータルコストを治水と上水道のみで比較した場合、コスト面で優位な代替案の組合せがあるものの、安定的な水利用のためには現行案の実現性が最も高いことなどを評価し、総合的な評価としては現行案が優位であると判断した。

【検討の場での経緯】

新保川生活貯水池再開発事業の検証に係る検討では、新潟県ダム事業検証検討委員会で検討を重ね、第5回委員会においてとりまとめた目的別の総合評価を基に、新潟県新保川流域懇談会(第2回)等で地域の意見を伺った。

流域懇談会では、

- ・ため池案 (新規利水、流水の正常な機能の維持) については佐渡の河川は総じて水量が少なく他流域から導水することに反対意見が出され、理解が得られなかった。
- ・二線堤(治水)は、建設中の小学校に隣接して建設することや農地が浸水することに理解が得られなかった。

これらの意見を踏まえ、新潟県では第6回委員会にて実現性評価の修正を諮ったが、委員会より

- ・小倉ダムによる農業用水の補給や上水道用水の融通の可能性についてさらなる説明を行うこと。
- ・二線堤等治水対策について再度地域と議論すること。

という意見を頂いた。

これらの意見を受けて開催した第3回流域懇談会では、二線堤は前述の反対理由に加えダム事業中止により安定的な水源の確保や流水の正常な機能の維持が困難になるとの意見が改めて示された。

第7回委員会では、小倉ダムと新保川ダムの計画の整合性や上水道用水の融通が困難であることを確認するとともに、第3回流域懇談会の結果を受け、流域の実情を考慮すると現行案が優位であると判断した。

6. 検討の場の開催状況、パブコメ、意見聴取の実施状況

① 情報公開、意見聴取等の概要

本県において新保川ダム事業を含む4ダム事業の検証に係る検討を効率的、衡平的に行うため、以下の枠組みにより検討を進めた。

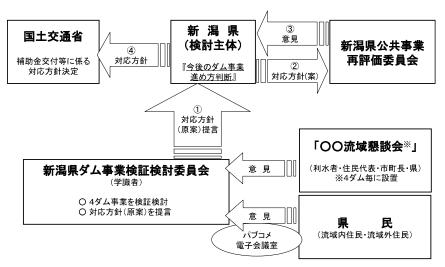


図 6.1 新潟県における検証検討の進め方

② 新潟県ダム事業検証検討委員会

(1) 委員会の概要

河川工学、環境、経済、農業水利、水文の学識経験者から構成される「新潟県ダム事業検証検討委員会」 を設置し、新保川ダムを含む県内4つの検証対象ダム事業について検証検討を行った。

表 6.1 新潟県ダム事業検証検討委員

氏 名	分 野	役職等
◎大熊 孝	河川工学	新潟大学名誉教授
崎尾 均	環境	新潟大学農学部教授
中東 雅樹	経済	新潟大学経済学部准教授
○三沢 眞一	農業水利	新潟大学農学部教授
陸 旻皎	水文	長岡技術科学大学教授

※ ◎:委員長、○:委員長代理

表 6.2 新潟県ダム事業検証検討委員会 開催状況

5	実施年月日	検 討 の 内 容
1	H. 22. 9. 30	設立趣旨、進め方等確認
2	H. 22. 10. 17	現地調査、調査とりまとめ会議
3	H. 22. 11. 26	検証対象ダム事業等の点検、目的別対策案の立案
4	H. 22. 12. 17	目的別対策案の検討
5	H. 23. 2. 2	目的別の評価
6	H. 23. 5. 20	流域懇談会等における意見とその対応
7	H. 23. 7. 28	検証対象ダムの総合的な評価
8	H. 23. 8. 19	平成 23 年7月新潟・福島豪雨の検証とその対応
	H. 23. 8. 26	新潟県知事に検討結果の報告、対応方針(原案)提言





写真 6.1 委員会開催状況

【主な意見】

	治水対策案の「二線堤+河道改修案(掘削)」において、農地への氾濫が40~50年に1回程度で あり、その都度、補償すれば氾濫区域と下流市街地での利害関係に問題は生じないと思われる。つ
治水	いては、地域社会への影響の評価は「不利」から「同程度」評価に修正したほうがよい。したがっ
行八	て、目的別(治水)の評価は「同程度」から「有利」評価に修正したほうがよい。
	治水の二線堤について、建設すれば現状よりも小学校の安全度は高くなることから、地域に理解さ
	れていないのではないか。もう一度地域の方と議論してほしい。
	佐渡市は広域で合併し、旧両津市では人口が減り水道供給能力に余裕があると思われる。そのよう
利水	なことから地域間の水の融通で対応できないか検討したほうがよい。
	佐渡市の水道計画における新規必要水量について、負荷率などの数的根拠を確認したほうがよい。

【新保川ダムに関する提言】

流域の実情を考慮すると、現行案はすでに存在するダムの嵩上げ事業であり、付け替え道路建設による自然環境への影響はあるが、新たなダム建設によるような自然環境への影響は少なく、現行案が優位であると認められるため、ダム事業を継続することが妥当である。

- ・ただし、本体工事の本格的な着工まで 10 年以上の期間がかかると考えられることから、上水道と農業 用水については、東部金井簡易水道からの暫定導水、小倉ダムからの農業用水の注水があるため、今後 の人口増減など社会情勢の変化や水利用状況を見定めた上で、本体着工する前にダム事業の必要性を予 断無く見極めてほしい。
- ・なお、金井小学校の安全性を向上させる方策として、二線堤も含めて地域と協力して取り組んでほしい。

③ 新潟県新保川流域懇談会

(1) 懇談会の概要

関係住民、関係利水者、関係地方公共団体の長、及び検討主体から構成される「新潟県新保川流域懇談会」を設置し、新保川ダム事業の検証検討内容について意見聴取を行った。

表 6.3 新潟県新保川流域懇談会 委員一覧(敬称略)

氏 名	役 職 等
山城 利顯(加藤 建夫)	新保川水系委員長
笹木 敏夫(橘 暢克)	大和田集落長
高橋 長右衛門(江口 謙二郎)	金井土地改良区理事長
猪股 孝一	国府川漁業協同組合長
菊地 由雄(仲川 正昭)	金井新保区長
甲斐 元也	佐渡市副市長
高野 宏一郎	佐渡市長
佐野 裕(鈴木 興次)	新潟県佐渡地域振興局 地域整備部長

※()書きは第3回流域懇談会にて変更となった委員

表 6.4 新潟県新保川流域懇談会 開催状況

l	実施年月日		検討の内容
ĺ	1	Н. 22. 11. 4	設立趣旨、進め方等確認、意見聴取
Ī	2	Н. 23. 2. 18	委員会の評価に対する意見聴取
	3	Н. 23. 7. 15	新保川ダム検証検討の内容について





写真 6.2 流域懇談会開催状況写真

【主な意見】

治水	小字校建設予定地近傍に二線堤を作ることは、地元及び関係者の了解を得ることが出来す、実現性 に問題がある。
±11→12	佐渡市では、生物を育む豊かな田畑で米を作ることが農業の生命線であり、川の維持流量が少ない
利水	佐渡は離島の特性として、水が極めて少なく、他流域から水を持ってくることについては、地元及 び関係者の同意は絶対に得られない。

④ パブリックコメント・にいがた県民電子会議室

(1) 実施概要

目的別の評価を行った段階で、検証検討内容について県民等から意見を聴取するために、パブリックコメント及びにいがた県民電子会議室を実施した。

1) パブコメにより募集した意見、電子会議室における意見交換テーマ

- (1) 治水対策、利水対策におけるダムに代わる対策案について
- (2) 目的別(治水対策、利水対策)の評価(案)について
- (3) 今後実施することになる総合評価にあたっての留意点や意見等について
- (4) ダム事業全般について

2)期間

・パブコメ : 平成 23 年 2 月 10 日(木)~3 月 4 日(金) ・電子会議室: 平成 23 年 2 月 14 日(月)~3 月 4 日(金)

3) パブコメ意見の提出方法・期限

・方法:①郵便②ファクシミリ③電子メールのいずれかの方法による

期限:平成23年3月4日(金)17:00必着

4) 電子会議室の参加方法

新潟県のホームページの電子会議室システムから会員登録したうえで、「新潟県ダム事業検証検討に 関する会議室」への参加登録を行う。

5) 意見募集結果

・パブコメ

計9件のご意見を頂いた。このうち、新保川ダムに関連する意見は、5件である。

電子会議室

参加者5名の方々より、延べ14件のご意見・ご質問を頂いたが、新保川ダムに関連する意見は無かった。

【主な意見】

治水	二線堤案では、市街地の被害抑止のためとはいえ、学校用地に隣接して堤防を設置することは、保
·	護者を始め地域住民から到底理解を得られない。
	┃ 佐渡の川は急勾配であり、山は浅く低いため降雪量も少ないので、どこの川も水が少なく、大昔か ┃
	┃ら他の川からの導水は出来ない。新保川にいつもきれいな水を流すためには、ダムを造り雪解け水 ┃
利水	を貯めておく必要があり、安定した水道とするためにはダムしか方法がない。
	渇水期に鮎が何百匹もへい死した事例があることや、トキとの共生を目指して生物多様性に取り組
	んでいる佐渡市にとっては、ダムによる維持水量の確保が絶対に必要である。
全般	事業当初の説明会から現在まで、流域農家の意見集約から合意形成まで多大な努力と時間を惜しむ
土加又	ことなく費やし、協力してきた。地域においても全受益者が早期完成を望んでいる。

⑤ 新潟県公共事業再評価委員会からの意見聴取

(1) 委員会の概要

事業評価監視委員会からの意見聴取は、新潟県の対応方針(案)を既設の「新潟県公共事業再評価委員会」に本県の対応方針(案)を諮り、意見を聴取した。

- ・聴取日:平成23年9月26日(平成23年度第1回 新潟県公共事業再評価委員会)
- ・場所: 興和ビル 10F 第5会議室(新潟市中央区)
- ・意見聴取者:表6.5のとおり

表 6.5 新潟県公共事業再評価委員会 委員一覧(敬称略・五十音順)

氏 名	役職等
秋山 三枝子	くびき野NPOサポートセンター理事長
五十嵐 實	日本自然環境専門学校長
今井 延子	農業法人(有)ビレッジおかだ取締役
内山 節夫	(財)新潟経済社会リサーチセンター理事長
◎大川 秀雄	新潟大学工学部教授
大塚 悟	長岡技術科学大学環境•建設系教授
岡田 史	新潟医療福祉大学社会福祉学部准教授
鷲見 英司	新潟大学経済学部准教授
丸山 智	(社)新潟県商工会議所連合会副会頭(長岡商工会議所会頭)
○森井 俊広	新潟大学農学部教授

※ ◎:委員長、○:委員長代理

(2) 委員会の意見

委員会における、委員意見は以下のとおりである。

- ・災害時のリスクマネジメントを同時に考えなくてはいけない。ソフト面を強化し、ハード面の限界を補って もらわなければ不安が残るので充実した対応をお願いしたい。
- ・県の対応方針どおり、ダム事業を継続とすることが妥当である。

7. 対応方針

新保川生活貯水池再開発事業について、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき検証した結果、現行案が優位であると認められた。よって、新保川生活貯水池再開発事業を継続とする。